

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

南魚沼市「自然・人・産業の和で築く 安心のまちづくり」計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

南魚沼市

## 3 地域再生計画の区域

南魚沼市全域

## 4 地域再生計画の目標

### (1) 地勢

南魚沼市は、新潟県南部の魚沼盆地に位置し、市域の総面積 584.82 k m<sup>2</sup>で、新潟県の総面積の約 4.6%を占めている。

現在の市域は、明治 22 年 4 月の町村制施行により生まれた 37 村が、いわゆる「明治の大合併」を経て明治 39 年に集約されたことに始まる。その後「昭和の大合併」といわれる昭和 31 年から 32 年にかけての合併により、旧大和町、旧六日町、旧塩沢町のかたちとなった。さらに「平成の大合併」により、平成 16 年 11 月 1 日に旧六日町と旧大和町の合併による市制施行で「南魚沼市」が誕生し、平成 17 年 10 月 1 日の旧塩沢町の編入合併で人口 63,329 人(平成 17 年国勢調査)の新生「南魚沼市」となる。

市域中央部を北流する清流魚野川とその支流沿いには、南魚沼産コシヒカリを育む約 5,900ha の肥沃な水田が広がっている。市域の東には八海山、中ノ岳、駒ヶ岳、巻機山、丹後山などの名山、西には魚沼丘陵が連なり、それらを源として多くの渓流や清流が潤し、四季折々の変化に富んだ自然環境に恵まれている。また、日本有数の豪雪地帯の条件を生かしたスキー場や温泉、レクリエーション施設など多くの観光資源を有している。

### (2) 将来像

南魚沼市には豊かな自然や、文化、伝統など先人から受け継いだ貴重な財産とともに、まちを支える多様な人材、地域特性を生かしたさまざまな産業がある。

また、南魚沼市の可能性を高め、自立したまちをつくるためには、行政だけでなく、市民一人ひとりがまちの将来に自覚と責任をもち、ともに知恵を出し合いながらの行動が必要となる。

いわば、南魚沼市を象徴する雪、清流にイメージされる白いキャンバスに、自然・人・産業の連帯と融和によって、明日を描くことが求められているといえる。

平成16年10月23日に発生した新潟県中越大震災を乗り越え、南魚沼市をよりよいまちにするために「第1次南魚沼市総合計画」に基づいて、『自然・人・産業の和で築く 安心のまちづくり』を目指して、活力と魅力に満ちあふれ、安全で快適なまちづくりを進めていく。

### (3) 環境整備の必要性

山岳、丘陵、清流、湧水など、四季折々の豊かな自然環境は地域共通の財産であり市民の誇りである。今日に至るまで大切に維持・形成されてきたこれらの豊かな自然環境を適切に保全・活用し次代に引き継ぐことが市民の責務といえる。

清流「魚野川」そしてその水系に育まれる豊かな自然を、将来にわたって市民が誇れる「ふるさと」として、後世に引き継いでいくには、河川環境の保全を図る対策が急務であるといえる。

このため、南魚沼市では、生活環境改善や公共用水域水質保全のため、合併前の旧町時代から下水道整備を進めてきており、現在、単独公共下水道、公共関連特定環境保全公共下水道、単独特定環境保全公共下水道、流域関連公共下水道、流域関連特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽(市町村設置・個人設置型)、個別排水処理事業に取り組んでいる。

平成17年度の下水道処理人口普及率は53.7%であり、新潟県の平均値58.4%を下回っている。汚水処理人口普及率においては新潟県の平均値71.8%に対し81.1%と上回っている。

生活環境改善や公共用水域水質保全のため、汚水処理施設整備交付金を活用し、下水道未整備地区の整備の促進、下水道整備が難しい中山間小規模集落における合併処理浄化槽の設置により、市民のシンボルでもある、鮎の泳ぐ清流「魚野川」、日本一おいしい魚沼産「コシヒカリ」を育む魚野川水系の水質保全を図り、ホタルの飛び交う住環境、水辺の再生、さらなる輝きを増す清流の実現を目指します。

(目標1) 汚水処理施設の整備促進(汚水処理人口普及率を81.1%から91.1%に向上)

(目標2) 体験型観光参加者の増加(観光入込み客数の5.0%増)

## 5. 目標を達成するために必要な事業

### 5 - 1 全体の概要

合併前の旧町公共下水道整備等の進捗状況には格差があり、新市として1日も早くこの解消に努めることにより、南魚沼市としての一体性を高め、市民の融和と地域の均衡ある整備を進めていく必要があります。このため、公共下水道整備の遅れている地域の整備を促進するとともに、当面公共下水道の整備が難しい地域において、浄化槽の設置を推進します。

公共下水道の整備（六日町処理区 昭和57年11月16日～平成21年3月31日 大和处理区 昭和62年9月22日～平成23年3月31日、塩沢処理区 昭和58年12月13日～平成21年3月31日 各処理区事業認可）については、南魚沼市の旧町地区の市街地を中心として、市街地沿線地域や周辺部農村地域のさらなる促進を図り、19年度から23年度までには、市街地のほぼ全域の整備完了を目指します。

また、浄化槽の設置については、公共下水道等の整備地域以外の五十沢、城内、六日町地区ほかにおいて年間50基の設置を予定して、地域の汚水浄化を図り、生活環境改善や公共用水域水質保全を図ります。

### 5 - 2 法第4条の特別の措置を適用して行う事業

#### ・汚水処理施設整備交付金を活用する事業

##### [事業主体]

- ・ 南魚沼市

##### [施設の種類]

- ・ 公共下水道、浄化槽（市町村設置型）

##### [事業区域]

- ・ 公共下水道 南魚沼市（六日町、大和、塩沢処理区）
- ・ 浄化槽（市町村設置型） 南魚沼市（五十沢、城内、六日町、清水、北山、大沢山、大和、石打丸山地区）

##### [事業期間]

- ・ 公共下水道 平成20年度～平成23年度
- ・ 浄化槽（市町村設置型） 平成19年度～平成23年度

##### [事業費]

- ・ 公共下水道  
事業費 6,734,000千円（うち、交付金3,367,000千円）  
単独事業費 984,000千円

- ・ 浄化槽（市町村設置型）
  - 事業費 276,000千円（うち、交付金92,000千円）
  - 単独事業費 125,000千円
  
- ・ 合計
  - 事業費 7,010,000千円（うち、交付金3,459,000千円）
  - 単独事業費 1,109,000千円

**[ 整備量 ]**

- ・ 公共下水道 200mm～ 150mm 71,600m  
 （うち、単独事業量 200mm～ 150mm 9,870m）
- ・ 浄化槽（市町村設置型） 250基

各施設による新規の処理人口

・ 公共下水道	六日町処理区	3,600人	大和処理区	1,000人
	塩沢処理区	3,200人	合計	7,800人
・ 浄化槽（市町村設置型）	五十沢地区	520人	城内地区	235人
	六日町地区	250人	清水地区	60人
	北山地区	15人	大沢山地区	40人
	大和地区	30人	石打丸山地区	10人
			合計	1,160人

### 5 - 3 その他の事業

#### 5 - 3 - 1 地域再生基本方針に基づく支援設置による取り組み

##### (1) 「うおぬまスローライフ」雪のくに活性化プロジェクト

主体 南魚沼市、魚沼市

期間 平成18年度～平成20年度

内容 両市が有する地域資源の特色とその潜在力を効率的かつ最大限に活かし、豊かな自然を舞台に独自の地域資源を題材にした体験型観光を確立させるものである。

#### 5 - 3 - 2 地域再生基本方針に基づく支援設置によらない取り組み

##### (1) 水辺環境整備事業

主体 南魚沼市

期間 平成19年度～平成23年度

内容 八海山、魚野川・水無川流域の景観整備を住民組織との協働ですすめるとともに、鮎稚魚等の放流活動や現地における活性化に向けた検討会等の開催を支援し、風光明媚な溪谷や水辺の保全・再生を図る。

##### (2) 環境衛生の向上啓発活動

主体 南魚沼市

期間 平成19年度～平成23年度

内容 清潔で住みよいまちづくりを推進するため、南魚沼市が主体となり、町内会、学校PTA、地区PTA、民間ボランティア団体等が参加し環境美化活動、川をきれいにする運動、資源物回収活動、啓発活動などに取り組んでいく。

##### (3) わくわくネイチャー体験クラブ事業

主体 南魚沼市

期間 平成19年度～平成23年度

内容 市内小中学校の児童生徒を対象とした自然体験活動を展開し、地域が誇る壮大な自然の恵みやふるさとの良さを再発見させるとともに(将来に向けた)地域の狙い手となる人材の育成を図る。

##### (4) 森林環境保全育成事業

主体 南魚沼市

期間 平成19年度～平成23年度

内容 『にいがた「緑」の百年物語 木を植える県民運動』と連帯した、緑の育植・保護活動により、緑豊かなふるさとづくりへ取り組んでいく。

## 6. 計画期間

平成19年度～23年度

## 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

汚水処理人口普及率の計画目標が確実に達成できるか、年度毎に数値を調査・把握して、市民に公表する。

また、計画の進捗状況や達成状況を、毎年度、市議会産業建設委員会に提示し、評価・検討を行う。

整備した汚水処理施設は、適切な維持管理と効率的かつ経済的な運営に努め、普及率向上への地域住民の理解や協力を得るため、十分な説明ときめ細やかな対応にこころがけ、環境改善による住民サービスの向上をはかる。

## 8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし